

八尾市男女共同参画施策検討委員設置要綱

(設置)

第1条 八尾市における男女共同参画推進施策の基本的な方向性を示した「改定やお女と男のはつらっプラン」が、平成20年度をもって計画期間を終了するにあたり、21世紀を展望し、社会経済情勢の変化並びに市民生活の変化に適応した、男女共同参画施策の総合的な推進について、幅広い観点から検討を行うため、男女共同参画施策検討委員を置く。

(委員)

第2条 委員は15名以内で構成する。

2 委員は学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから委嘱又は任命するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成20年7月1日から平成21年3月31日までとする。

(任務)

第4条 委員は、新計画の策定等男女共同参画施策を進めるために、意見を述べるものとする。

(意見の聴取)

第5条 委員は、前条の規定により意見を述べるにあたり、他の委員または関係者の意見を聴取することができる。

(謝礼)

第6条 委員の謝礼は、会議に出席した日1日につき特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第166号)に定める範囲内において、別に定める額を支給する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は人権文化ふれあい部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。